

第6章 計画を推進するための方策

1 要介護認定調査

(1) 訪問調査

認定調査は、広域連合職員及び指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の資格を有する認定調査員による自宅等への訪問調査により実施しています。

新規申請及び要支援者新規申請に対する認定調査は、主に広域連合職員、更新申請等に対する認定調査は、主に指定居宅介護支援事業所等により実施しています。

(2) 認定調査員の確保と資質の向上

適正な認定調査を行うため、広域連合では調査員の確保に努めるとともに、調査員を対象とした研修会を開催したり、県が主催する調査員研修会への参加支援などを行い、調査員の資質の向上と調査基準の平準化に努めています。

■表6-1-1 資格別認定調査員の状況（各年度4月1日現在）

資 格	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
看 護 師	24人	25人	22人	17人	17人	18人
理学療法士	1人	1人	1人	1人	1人	1人
保 健 師	0人	0人	1人	0人	0人	0人
栄 養 士	1人	0人	0人	1人	1人	1人
歯科衛生士	3人	2人	2人	3人	1人	1人
社会福祉士	8人	8人	11人	5人	7人	10人
介護福祉士	40人	37人	41人	46人	50人	47人
福祉業務等従事者	0人	2人	0人	2人	3人	6人
合 計	77人	75人	78人	75人	80人	84人

2 介護認定審査会

(1) 介護認定審査会の状況

要介護度の審査判定は、認定調査員による調査結果及び個々の主治医意見書を基に、保健・医療・福祉の各分野に詳しい学識経験者らで構成する介護認定審査会により判定しています。

介護認定審査会を7審査部会体制とし、各審査部会は原則週1回の開催としています。また、要介護度を迅速に決定するために、地域にとらわれず広域管内全体の審査を実施するなど、効率の良い運営に努めています。

■表6-2-1 資格別介護認定審査会委員の状況（各年度4月1日現在）

職 種		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療職	医 師	86人	83人	84人	83人	83人	86人
	歯 科 医 師	39人	39人	39人	39人	39人	39人
	薬 剤 師	26人	26人	26人	26人	26人	26人
	看 護 師	13人	11人	11人	11人	11人	12人
	計	164人	159人	160人	159人	159人	163人
保健職	老人保健施設長	3人	2人	2人	4人	4人	4人
	保 健 師	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	計	7人	6人	6人	8人	8人	8人
福祉職	老人福祉施設等長	7人	8人	8人	5人	5人	5人
	社会福祉士	5人	7人	7人	8人	7人	7人
	介護福祉士	2人	1人	1人	1人	2人	1人
	計	14人	16人	16人	14人	14人	13人
	合 計	185人	181人	182人	181人	181人	184人

(2) 介護認定審査の状況

要介護認定に当たっては、全国一律の基準を順守し正確な判定に努めています。そのために、独自で研修会を開催したり、県が主催する研修会への参加支援などを行い、審査判定の平準化を図っています。

なお、介護認定審査件数の状況は、次の表のとおりです。

■表6-2-2 要介護度別・延べ審査件数（審査判定結果）の状況（各年度末現在）

要介護度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
非該当	93件	102件	95件	153件	124件
要支援1	1,382件	1,406件	1,406件	1,478件	1,526件
要支援2	1,741件	1,776件	1,990件	2,072件	2,347件
要介護1	2,197件	2,302件	2,405件	2,384件	2,335件
要介護2	1,809件	1,948件	2,055件	1,929件	2,138件
要介護3	1,302件	1,291件	1,463件	1,376件	1,448件
要介護4	1,157件	1,171件	1,211件	1,192件	1,219件
要介護5	1,065件	1,073件	1,072件	1,091件	1,101件
合計	10,746件	11,069件	11,697件	11,675件	12,238件

3 保険者機能の強化

(1) 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督

地域密着型サービス事業者の選定に当たっては関係市町ごとに公募方式とし、それぞれの状況に応じた市町の意見を反映させます。また、事業者の新規指定及び指定更新のほか、サービスの質の確保や運営評価等の必要事項については、地域包括支援センター等運営協議会において審議等を行います。

なお、監査も含む地域密着型サービス事業者への指導・監督については、関係市町と連携を取りながら適宜実施します。

■表6-3-1 地域密着型サービス等指導監督対象事業所数及び実地指導の状況

区分	現在数 (H29.10.1)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護事業所	22か所	9か所	10か所	2か所
認知症対応型通所介護事業所	8か所	3か所	3か所	2か所
地域密着型特定施設入居者生活介護	2か所	1か所	1か所	0か所
小規模多機能型居宅介護	8か所	1か所	4か所	3か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5か所	1か所	2か所	1か所
地域密着型通所介護	40か所	0か所	12か所	7か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	0か所	1か所	0か所
指定介護予防支援事業所	4か所	0か所	0か所	1か所
合計	90か所	15か所	33か所	16か所

※ 平成27、28年度は実績、平成29年度は予定

(2) 愛知県の事業者指定への意見提出

愛知県が所管する介護保険施設などの事業者指定に際し、施設整備地域の保険者として意見を求められた場合は、第7期介護保険事業計画に基づき、関係市町とも協議を行い、意見を提出します。

(3) 介護保険事業者に対する指導・監督

介護保険事業者に対しては、愛知県あるいは関係市町と連携し、「人員、設備及び運営に関する基準」の遵守状況を着眼点に点検することにより介護事業の適切な運営の確保を図っていきます。点検の結果、不適切な運営等の事実が判明し、事業者の指定取消要件等に該当すると認めるときは、その旨を愛知県知事へ通知します。

なお、広域連合が所管する指導監督対象事業所に対しては、事業所の整備状況に合わせて実地指導を実施していきます。

4 介護サービス計画の作成

利用者が介護保険サービスを利用するために必要な介護サービス計画（居宅サービス計画、施設サービス計画）の作成は、介護保険サービスが適切かつ効率的な選択・提供がされる上で重要な要因となります。広域連合では、個々の状態に応じて介護保険サービスが適切に提供されるよう、次のような取組を行っています。

(1) 介護支援専門員の資質の向上と人材の確保

居宅サービス計画は自分で作成することもできますが、一般的には介護に関し専門的知識を有する介護支援専門員が行っています。

介護支援専門員が、利用者の意向を尊重し、必要な介護保険サービスを適正かつ効率的に利用できる介護サービス計画の作成に資するために、広域連合では、介護支援専門員研修会等を開催し、介護支援専門員の資質の向上に努めています。

特に居宅サービス計画の作成に当たっては、介護保険サービスの提供だけにとどまらず、要介護者等が自立生活を継続できるよう、保健福祉サービスとも連携した総合的な計画の作成に努めるよう、研修会等を通じて働きかけを行っています。

また、高齢者相談支援センターによる介護支援専門員への指導、助言、支援事業を推進するとともに、高齢者相談支援センターを中心としたネットワークの構築を推進します。

さらに、国や県が介護人材の確保・育成に向けて実施する総合的かつ多様な政策等に対し、その趣旨に沿った効果が得られるよう、積極的に協力します。

(2) 資料提供

より適切かつ効果的な介護サービスが提供できるように、サービス利用者本人及び主治医の同意を前提として、介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業者及び介護保険施設からの申請に応じ、認定調査票、主治医意見書など認定審査に用いた資料の写しを提供しています。

5 苦情・相談への対応

介護保険制度においては、要介護認定結果についての苦情・相談は愛知県介護保険審査会が、介護保険サービスの利用についての苦情・相談は愛知県国民健康保険団体連合会が最終的な窓口となっていますが、関係市町の介護保険担当、保険者としての広域連合、介護サービス計画を作成した介護支援専門員等が身近で最初の窓口であり、苦情・相談に対して迅速かつ的確に対応する必要があります。

介護保険サービスの質の向上を図るため、各窓口での苦情・相談に対するきめ細かな対応と啓発活動を実施していきます。

なお、住民からの苦情・相談の内容については、次の表のとおり、例年保険料に関することが最も多く、要介護認定、サービス利用に関することが続いています。

■表6-5-1 苦情・相談の状況

内 容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者負担金	7件	19件	8件	436件	274件
サービス不良	11件	18件	18件	47件	21件
ケアプラン	2件	8件	26件	69件	67件
要介護認定	316件	371件	660件	810件	901件
制度の仕組み	19件	34件	130件	375件	775件
サービス利用	131件	176件	192件	464件	848件
被保険者証	25件	52件	83件	127件	279件
保険料	1,047件	854件	640件	868件	1,020件
他施策関連	1件	6件	13件	46件	70件
その他	17件	9件	36件	207件	319件
合 計	1,576件	1,547件	1,806件	3,449件	4,574件

6 自己情報の開示等

広域連合では、介護保険制度を適切に運営するために、介護サービス利用者に対しサービスの利用状況や費用額を記載した介護給付費通知を年2回送付するなどのほかご本人の求めに応じて個人情報保護条例の規定に基づき自己情報を開示し、ご自身の状態をご理解いただけるように努めています。

ご自身の状態を把握することは、自立した生活を維持するための適切な介護保険サービスを選択する上でも大切です。

7 広域連合及び事業者間の情報交換等

介護保険サービス事業者向けの研修会を引き続き開催して情報共有を促すとともに、広域連合及び介護支援専門員等相互の情報交換を行っていきます。

8 医療（主治医）との連携

居宅療養管理指導のため、意見書を作成した主治医に対し、認定結果等の情報を提供する「主治医への要介護認定結果等に関する情報提供制度」についても引き続き実施します。

9 関係市町、高齢者相談支援センター及び他機関とのネットワーク構築の推進

地域包括ケアシステム構築のため、関係市町、高齢者相談支援センター、NPO、地域住民団体等と連携し、担当者会議などによって情報の共有、意見交換、研修等を行います。特に、在宅医療と介護の連携、認知症対策、高齢者見守り体制等の推進のため、関係機関とのネットワークの構築及び拡充を推進します。

10 介護保険料の納付方法

介護保険料の自主納付に当たっての利便性を高めるため、口座振替の推進並びにコンビニエンスストア等への収納事務の委託について、引き続き取り組みます。

11 介護保険料及び利用者負担の減免制度

介護保険制度は、所得段階により決められた保険料を納付いただき、介護サービスが必要な方に給付を行うことが前提ですが、諸事情に応じて、介護保険条例及び規則により保険料又はサービス利用料の自己負担額の軽減を図っています。

- ・震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財等に損害を受けた場合
- ・死亡、心身の重大な障害、6月以上の入院、事業・業務の休廃止、事業における著しい損失、失業、自然気象に起因する農作物の不作などにより、生計中心者の収入が大幅に減少した場合

また、利用者負担の軽減については、低所得者対策として、保険料所得段階の第1段階から第3段階までについて、別に減免制度を設けています。

■表6-11-1 利用者負担の減免対象要件及び減免率

保険料所得段階	減免の対象となる要件	利用者負担額
第1段階	①世帯の年間合計収入が98万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額）以下であること。 ②市町村民税が課税の人に扶養されていないこと。 ③預貯金が350万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額）以下であること。 ④介護保険料を滞納していないこと。	3/4を減免
第2段階		1/2を減免
第3段階		

12 福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度

福祉用具の購入や住宅の改修について、通常の償還払い制度に加え、受領委任払い制度の普及に努め、サービス利用者の一時的な財政負担の軽減を図ります。

・償還払い制度

福祉用具購入費・住宅改修費に対する対象費用について、被保険者が一旦全額を事業者に支払い、後日、その額から自己負担分を除いた額を広域連合から被保険者に給付する制度

・受領委任払い制度

福祉用具購入費・住宅改修費に対する対象費用のうち、被保険者は予め自己負担分のみを事業者に支払い、後日、広域連合から介護給付費分を直接事業者を支払う制度

13 事務処理の効率化等

広域連合と関係市町及び高齢者相談支援センターが一体となって、正確かつ迅速な事務処理を行うために、共通の介護保険システムや包括支援システムを導入しています。

14 マイナンバー制度の活用

介護保険については、保険給付の支給や保険料の徴収に関する事務などで活用し、申請時の添付書類の省略や事務の迅速化につなげます。

15 報酬の独自設定

広域連合では、国の基準に基づき報酬額を設定しているため、独自設定は行いません。